

東京都立図書館資料収集方針

昭和47年3月31日（47日図発第235号）
改正 平成10年3月31日（9中資収第125号）
改正 平成14年3月29日（13中資収第115号）
改正 平成21年3月24日（20中図サ資第270号）

第1 目的

東京都立図書館の運営方針に基づいた事業を十分に行うため、次の方針の
つとり必要な図書館資料（※1）の収集に努める。

第2 情報サービス資料（※2）の収集

I 基本方針

- 1 資料の収集においては、区市町村立図書館との役割分担に留意するとともに、都内公立図書館、国立国会図書館、大学図書館、及び専門図書館等同種施設の蔵書構成をも考慮して収集する。
- 2 資料の種類においては、図書、逐次刊行物等の紙媒体資料のほか、電子媒体資料、マイクロ資料及び視聴覚資料等を積極的に収集し、各々の資料の特質をいかした総合的な蔵書の整備に努める。
- 3 資料の範囲においては、一般的資料から専門的資料に至るまで全分野にわたり、幅広く収集する。東京関係資料については、特に留意する。
- 4 資料の言語については、日本語のほか、できるだけ幅広い言語の資料を収集する。
- 5 資料の選択においては、都立図書館の所蔵資料の内容、公立図書館や利用者からの要求、著者、発行所、内容、書誌的価値、形態等を検討し、収集する。
- 6 資料の収集方法においては、購入のみならず、寄贈、配布、寄託、交換等の手段を十分活用し、もっとも迅速、的確な方法で収集する。
市販ルートでは入手困難な資料の収集に留意する。なお、計画的に蔵書調査等による蔵書構成の評価を行い、体系的な収集に努める。

II 資料別一般方針

1 図書

(1) 通則

- ア 図書は、原則として一点収集とする。
- イ 汚損、破損等による図書の補充については、代替図書の有無等を考慮して決定する。
- ウ 寄贈図書については、都立図書館の蔵書構成上必要なものを受け入れる。

(2) 新刊書

ア 参考図書

全分野にわたり、学術的、社会的に価値のあるものを網羅的に収集する。

(注：年鑑、年報類については、第2 - II - 2 - (4)を参照。)

イ 一般図書

全分野にわたり、基礎的なものから専門的段階のものに至るまで、幅広く収集する。特に専門的なものに留意する。

(3) 既刊書 (※3)

明治以降の出版物のうち、戦災等によって焼失した資料や、絶版等で一般に入手が不可能となった資料を新刊書と同一の方針にしたがい収集する。

(4) 東京資料 (逐次刊行物も含む) (※4)

東京に関する調査・研究に資する資料を幅広く収集する。特に東京都行政資料については、積極的に配布依頼を行い、網羅的に収集する。必要に応じて複部収集する。

(5) 官公庁刊行物 (東京都を除く。) (※5)

主要な刊行物を中心に収集する。

(6) 図書館関係資料

できるかぎり網羅的に収集する。

(7) 特別文庫 (※6)

「東京誌料」については、江戸・東京関係の未収資料の充実につとめる。その他の文庫については、欠本を補充する。

(8) 特殊コレクション

特に必要と認められるものに限り選択収集する。

(9) 児童図書

新刊書はできる限り網羅的に収集する。また、既刊書もつとめて収集し、さらに外国語図書の収集にも留意する。紙芝居を収集する。

(10) 青少年図書

青少年を対象として出版された図書について、学習、教養及び青少年図書研究に必要なもの等を幅広く収集する。学校教育への協力事業に必要な資料や、外国語図書にも留意する。

(11) 外国語図書

英語を中心に、中国語、韓国・朝鮮語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、その他の言語で書かれたものを収集する。

各分野の基本的参考図書、一般図書及び日本における研究や出版が少ない分野の図書を収集する。また、在日外国人の利用にも留意する。

(12) 加除式資料

基本的なものを中心に収集する。

(13) パンフレット類

単行のパンフレット及び、リーフレットについては、他の資料との関連性を十分考慮して選択し収集する。

2 逐次刊行物 (※7)

(1) 通則

ア 逐次刊行物の収集は原則として1タイトル1部とする。

イ 欠号補充及び復刻版の収集にもつとめる。

ウ 逐次刊行物の寄贈については下記（２）以下の収集方針にしたがい積極的に収集する。

（２）新聞

ア 日本語新聞は、児童・青少年向きのものも含め、広く収集する。

業界紙、専門紙については各分野の代表紙を収集する。

イ 外国語新聞は、国内及び海外主要国の代表紙を収集する。

（３）雑誌（パンフレット、リーフレットを含む）

ア 一般雑誌

（ア）日本語雑誌

全分野にわたり、広く収集する。ただし、高度に専門的分野の雑誌については厳選する。

（イ）外国語雑誌

a 国内及び海外主要国で刊行された公共図書館、書誌及び日本関係のものは、できる限り収集する。

b 主要国及び近隣諸国の国情をよく紹介し、世論を代表するような時事総合誌をできる限り収集する。

c その主題分野の刊行物として世界的によく知られているものを収集する。

d 前記三項目以外のもので、レファレンス資料として有用なものは収集する。

イ 児童雑誌

（ア）日本語雑誌

a 高学年向の読物、漫画雑誌は厳選する。

b 右記のもの以外は網羅的に収集する。

（イ）外国語雑誌

主要国の代表的な雑誌を収集する。

ウ 青少年雑誌

青少年を対象として出版された雑誌については、幅広く収集する。

（４）年鑑・年報類

新聞、雑誌との関連を考慮し、図書の方針に準じて収集する。

3 電子資料

収録されている情報の内容、検索の多様性、操作性等を総合的に考慮して収集する。インターネット上の電子情報で、収集方針上必要と認められるものは収集する。

4 マイクロ資料等

全分野にわたり、紙媒体資料では入手困難なもの、あるいはマイクロ資料の方が利便性の高いものを収集する。

5 視聴覚資料

全分野にわたり、記録資料（※8）を収集する。特に東京に関する資料については、自館作成も含め、できる限り収集する。

なお、映画フィルムは社会教育的価値のあるものを中心に幅広く収集する。

6 視覚障害者サービス用資料

録音資料および点字図書を自館作成する。

第3 補完サービス用資料の収集

図書館未整備地域への補完サービスを果たすため、必要な資料を収集する。

<用語解説>

※1 図書館資料

つぎの三つを含む。

- (1) 印刷資料 [図書(写本を含む)、記録、官報、地図、雑誌、新聞、パンフレット等をいう。]
- (2) 電子資料(CD-ROM等パッケージ系資料、インターネット情報等をいう。)
- (3) マイクロ資料及び視聴覚資料(映画フィルム、スライド、録音テープ等をいう。)

※2 情報サービス資料

中央図書館および多摩図書館において利用に供される図書館資料をいう。

※3 既刊書

発行年月日にかかわらず、書店、取次、出版社に在庫がなく、絶版になっているもので、古書店を通じてしか入手できない図書をいう。

※4 東京資料

つぎの二つを含む。

- (1) 東京都行政資料(都の発行、編集)
- (2) 地域資料(都内区市町村の発行、編集及び民間発行のもの)

※5 官公庁刊行物

国、地方公共団体等の発行または編集する出版物をいう。

※6 特別文庫

主に近世から明治初期の刊本、写本、古地図、錦絵、漢籍等のコレクションをいう。

※7 逐次刊行物

新聞、雑誌、年鑑・年報等、同一標題のもとに、巻号や年月日が表示され、定期または不定期に刊行され、終期を予定しないものをいう。点字、電子資料、マイクロフィルム等の形態、及び縮刷、復刻等を含む。

※8 記録資料

調査・研究のために利用可能な視聴覚資料をいう。紙媒体資料では理解しにくいことから、紙媒体資料と組み合わせることで、一層理解が促進される事象を音声・映像に記録したもの。例えば、方言、民族音楽(音声)、舞踊(映像)等。